

一般社団法人 全日病厚生会会員の
勤務医師・看護職・勤務薬剤師の皆様へ

勤務医師賠償責任保険 産業医等活動保険 (勤務医師賠償責任保険任意付帯オプション) 看護職賠償責任保険 薬剤師賠償責任保険

のご案内



団体保険契約者：(一社)全日病厚生会

取扱幹事代理店：(株)全日病福祉センター

引受保険会社：東京海上日動火災保険(株)

目 次

| | |
|-------------|-----|
| ●勤務医師賠償責任保険 | 2 |
| ●産業医等活動保険 | 3 |
| ●看護職賠償責任保険 | 4 |
| ●薬剤師賠償責任保険 | 5 |
| ご注意事項 | 6 |
| ご加入要領について | 表紙裏 |

(一社) 全日病厚生会会員の医療職向け賠償責任保険の概要

3つの特長

● 割安な保険料

(一社) 全日病厚生会を契約者とした会員向けの団体保険制度となっており、個別にご加入されるより保険料が割安となっております（団体割引20%適用。産業医等活動保険を除く）。払込方法は一時払のみです。

● 中途加入が可能

毎月1日を保険（補償）開始日として中途加入が可能です。保険料は月割で算出いたします。

● 自動口座引去ご利用の場合は自動更新（勤務医師賠償責任保険・産業医等活動保険）

勤務医師賠償責任保険、産業医等活動保険に関しては、便利な口座引去がご利用いただけます。更新にあたり、自動口座引去ご利用の方で現在ご加入の方につきましては募集期間終了までに、ご加入者からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は現在ご加入のタイプについて今年度のパンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。（裏表紙「ご加入要領について」も併せてご覧ください。）

※看護職・薬剤師賠償責任保険については保険料のお払込方法はお振込みのみとなり、口座引去はご利用できません。また、自動更新は行われませんので、毎年のご更新手続きが必要となります。

1. 医療事故により、勤務医師・看護職・勤務薬剤師の方が、個人として法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。

近年、医療の高度化・専門化に伴い医療事故訴訟が起きるリスクも増加しております。また、医療職個人の責任が問われるケースも発生しております。この保険では、医療職個人の責任が追及されたケースが補償対象となります。

2. 病院（診療所）賠償責任保険では、個人責任部分は補償の対象となりません。

勤務される病院において病院（診療所）賠償責任保険に加入されている場合でも、医療職個人の責任が認められたケースでは、その個人責任部分は一般的には補償の対象外となります。この医療職向け制度は、(一社) 全日病厚生会会員の方々のための補償制度です。

3. 勤務病院以外での医療による事故も補償の対象となります。

勤務医師・看護職・薬剤師の方は、資格を有する専門職業として勤務病院以外の業務等でも緊急時等に医療を提供する場合がありますが、その場合においても補償の対象となります。（日本国内において行われた業務に限ります。）

本制度に加入できる方

(一社) 全日病厚生会会員の勤務医師・看護職・薬剤師の方です。

●保険契約者を(一社) 全日病厚生会（公益社団法人全日本病院協会の会員向け福利厚生団体）とする団体保険契約となり一定の団体割引が適用されているため、個人で同様の保険にご加入されるよりも割安な保険料でご加入いただけます。

●(公社) 全日本病院協会の会員医療機関（病院・診療所）に勤務される勤務医師・看護職・薬剤師の方は(一社) 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書を提出する事で(一社) 全日病厚生会の会員となり、本制度にご加入いただけます。

保険期間

2020年2月1日午後4時から2021年2月1日午後4時まで

（中途加入も可能です。詳しくは裏表紙「ご加入要領について」をご覧ください。）

勤務医師賠償責任保険

団体割引
20%適用



勤務医師賠償責任保険とは

勤務医師の方を対象とした賠償責任保険です。

被保険者（補償を受けることができる方）はご加入の勤務医師の先生ご本人です。

勤務医師賠償責任保険の内容

保険金をお支払いする場合

日本国内において医療業務を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことによって患者の身体に障害を与え、保険期間中にその障害が発見された場合において、ご加入された先生方が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償いたします。

- ①ご加入された先生の直接指揮監督下にある看護師等による医療事故
②常勤の病院のみならず出張診療等における医療事故 等も先生方が責任を問われた場合に対象となります。
※ただし、いかなる場合も病院の責任を肩代わりしてお支払いするものではありません。

お支払いする保険金の種類・お支払い方法

(1) 次のような損害賠償金や諸費用に対してお支払いいたします。

- ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料 等）
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。
②訴訟や調停・示談等になった場合の弁護士報酬等の争訟費用
※引受保険会社の書面による同意が必要になります。
③賠償責任がないと判明した場合において、支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が書面により同意した費用
④引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用
⑤他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

(2) 保険金のお支払い方法

上記①については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用については、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いいたします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では次のような事由に起因する損害は保険金のお支払い対象とはなりません

- ①保険契約者、被保険者の故意
②地震、噴火、洪水、津波または高潮
③戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
④名誉毀損または秘密漏洩に起因する賠償責任
⑤美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任
⑥医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
⑦日本国外で行った医療業務
⑧被保険者が業務を行う施設もしくは設備または航空機・車両（検診車等、原動力がもっぱら人力である場合も含みます）・船舶等または動物の所有もしくは使用、管理に起因する賠償責任
⑨所定の免許を有しない者（所定の許可を有する臨床修練外国医師・臨床修練外国歯科医師を除きます）が遂行した医療行為に起因する賠償責任 等

支払限度額と保険料

| タイプ | 対人補償限度額（支払限度額） | | 免責金額 | お一人あたり年間保険料 |
|-----|----------------|-------|------|-------------|
| | 1事故 | 保険期間中 | | |
| G | 100万円 | 300万円 | 0円 | 4,010円 |
| I | 5,000万円 | 1.5億円 | 0円 | 28,800円 |
| J | 1億円 | 3億円 | 0円 | 40,660円 |
| 2J | 2億円 | 6億円 | 0円 | 51,570円 |



ご注意 日本医師会A会員の先生方へ

日本医師会A会員の先生はGタイプのみご加入いただけます。

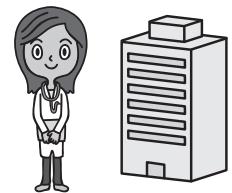


ご注意 開業医の先生方ならびに開業をご予定の先生方へ

本保険は医療事故における勤務医師個人としての法律上の賠償責任を補償する保険契約です。開業医の方は、ご加入いただけません。また、勤務医の方が開業される場合は、別途、契約の再締結等が必要ですので、必ず事前に取扱代理店までご連絡ください。

産業医等活動保険

(勤務医師賠償責任保険任意付帯オプション) · · · · ·



産業医等活動保険とは

産業医等を対象とした賠償責任保険です。

被保険者（補償を受けることができる方）はご加入の産業医等の先生ご本人です。

なお、この保険は（一社）全日病厚生会の勤務医師賠償責任保険(P.2)に加入していることが加入条件となります。

産業医等活動保険の内容

保険金をお支払する場合

日本国内における産業医・学校医等の活動（職務）に起因して発生した不測の事故について、保険期間中に損害賠償請求がなされ、医師個人が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いたします。



過去から狭心症がある従業員Aに対して、建設現場での高所作業を行って良いかの判断を求められ「就業不可」と回答した。後日、従業員Aが「高所作業が出来ないこと」を理由に勤務先の企業から解雇された。従業員Aより自身が解雇され不利益を被ったのは産業医の回答によるものであるとして産業医個人が賠償請求を受けた。 等

お支払いする保険金の種類・お支払い方法

(1) 保険金の種類

- ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料、修理費 等）
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。
- ②訴訟や調停・示談等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用
※引受保険会社の書面による同意が必要になります。
- ③賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が書面により同意した費用
- ④引受保険会社が被保険者に代わって賠償請求の解決に当たる場合において引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出した費用
- ⑤他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

(2) 保険金のお支払い方法

上記①の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額 ÷ ①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いいたします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ①医療行為
- ②故意または重大過失による履行不能または履行遅滞
- ③産業医等の嘱託医として業務の履行の追完もしくは再履行、産業医等の嘱託医として業務の結果自体の改善もしくは修補または産業医等の嘱託医としての業務に関する対価の返還
- ④保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が保険契約締結時に事故の発生を知っていた場合は、その事故 等

対象となる活動

法令によって定められた以下の職務となります。

- 産業医 ●健康管理医 ●学校医 ●保育所等児童福祉法に定める嘱託医

支払限度額と保険料

| 補償限度額(支払限度額) | | 免責金額 | お一人あたり年間保険料 |
|--------------|------|------|-------------|
| 1 請求につき | 1 億円 | 0 円 | 5,000 円 |
| 保険期間中 | 3 億円 | | |

※日本医師会A会員の先生はご加入いただけません。

看護職賠償責任保険

団体割引
20%適用



看護職賠償責任保険とは

看護師、准看護師、保健師、助産師（以下、看護職といいます）を対象とした賠償責任保険です。被保険者（補償を受けることができる方）はご加入の看護職ご本人です。

看護職賠償責任保険の内容

保険金をお支払いする場合

日本国内で行う業務に起因して、他人の身体に障害を発生させまたは他人の財物を損壊させそれが保険期間中に発見された場合、他人の人格権を侵害した場合に、ご加入された看護職の皆様が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償いたします。

※人格権侵害とは、業務の遂行に伴う以下①②いずれかの不当行為が保険期間中に日本国内においてなされ、それにより発生した他人の自由・名譽またはプライバシーの侵害をいいます。①不当な身体の拘束②口頭、文書、図画等による表示
※対象となる業務：日本国内で行われる保健師助産師看護師法に規定する資格者としての業務（保健師・助産師が行う看護師業務も含みます）、およびこれらに付随する業務が対象となります。

お支払いする保険金の種類・お支払い方法

(1) 次のような損害賠償金や諸費用に対してお支払いいたします。

- ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料、修理費 等）
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。
- ②訴訟や調停・示談等になった場合の弁護士報酬等の争訟費用
※引受保険会社の書面による同意が必要となります。
- ③賠償責任がないと判明した場合において、支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が書面により同意した費用
- ④引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用
- ⑤他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

(2) 保険金のお支払い方法

上記①については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いいたします。

上記⑥の初期対応費用は損害額の実額合計を初期対応費用支払限度額を限度（ただし、その内枠において見舞費用については、対人1被害者あたり10万円限度）にお支払いいたします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では次のような事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者・被保険者の故意
- ②業務の結果を保証することによって加重された賠償責任
- ③美容を唯一の目的とする業務に起因する損害
- ④法令で定める所定の資格を有しない者が遂行した業務に起因する損害
- ⑤被保険者の占有を離れた財物の損壊自体
- ⑥被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した財物であって被保険者の占有を離れたものまたは被保険者の行った業務の結果

- ⑦最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
- ⑧事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
- ⑨被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
- ⑩被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ⑪広告・宣伝活動、放送活動または出版活動 等

支払限度額と保険料

| 補償限度額（支払限度額） | | | 免責金額 | お一人あたり年間保険料 |
|----------------------|-----------|-----------|------|-------------|
| 対人事故・人格権侵害 (共有適用) | 1事故につき | 5,000万円 | 0円 | 2,910円 |
| | 保険期間中 | 1億5,000万円 | | |
| 対物事故 | 1事故・保険期間中 | 30万円 | | |
| 初期対応費用 | 1事故につき | 500万円（*1） | | |

(*1)初期対応費用のうち、見舞金・見舞品購入費用は対人1被害者につき10万円となります。

※身体障害・財物損壊については保険期間中に他人の身体障害・財物損壊事故が発見された場合、人格権侵害については保険期間中に不当行為が行われた場合、初期対応費用はこの保険の支払対象となると思われる事故が発生した場合が本保険の対象となります。

※医師賠償責任保険との関係について

- 看護師の行う業務は、「傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話および診療の補助」となっております（「診療の補助」には、注射、採血、調剤、投薬、血圧等の測定、脈拍・超音波・心電図・脳波等の生理学的検査などの行為が該当します。「療養上の世話」とは、患者の体を拭く等の行為が該当します。）
- 看護職は、医師（歯科医師）の指示があった場合を除くほか、診療機械の使用、医薬品の投与等、医師・歯科医師でなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならないとされており（保健師助産師看護師法37条）、看護職の過失によって生じた医療過誤については、看護職自身が責任を負うのみならず、医師は、看護職に対する指示・監督義務違反の過失責任を負います。また、医師・病院等が看護職を雇用している場合には、使用者たる医師・病院等は、使用者責任（民法715条）を負います。この場合、使用者である看護職への求償権は制限されています（最高裁判例）。
- 看護職の勤務先の病院・診療所が医師賠償責任保険を付保している場合は、看護職等の医療業務の補助者が行った業務に起因して病院が損害賠償責任（使用者責任・債務不履行責任等）を負担する場合も補償されますが、保険会社から看護職等に対して代位求償される場合もあります。
- したがいまして、事故発生時には本保険に関する責任の有無、責任の範囲、紛争の解決方法（示談、訴訟など）について勤務先の病院・診療所の判断を十分に踏まえ協議の上、決定させていただきます。

薬剤師賠償責任保険 (勤務薬剤師用)

団体割引
20%適用



薬剤師賠償責任保険（勤務薬剤師用）とは

病院、診療所に勤務されている薬剤師の方を対象とした賠償責任保険です。
被保険者（補償を受けることができる方）はご加入の勤務薬剤師ご本人です。

薬剤師賠償責任保険（勤務薬剤師用）の内容

保険金をお支払いする場合

日本国内で行った、①調剤②医薬品等の販売・供給③介護や介護予防の支援をする者等に対して行う居宅療養上の管理および指導ならびにこれらに付随する業務④薬剤師業務に従事する店舗その他の施設において行う①～③以外の業務が原因となって、保険期間中に日本国内において他人の身体に障害が生じたり、または他人の財物を損壊した場合、他人の人格権^(*1)を侵害した場合にご加入された薬剤師の皆様が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償いたします。

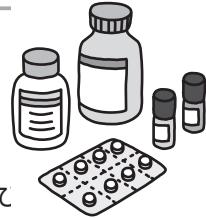
(*1) 人格権侵害とは、業務の遂行に伴う①②いずれかの不当行為が保険期間中に日本国内においてなされ、それにより発生した他人の自由・名誉またはプライバシーの侵害を言います。①不当な身体の拘束 ②口頭、文書、図面等による表示



- ①医師の処方せんによる医薬品の調剤を誤ったために、それを服用したお客様の身体の具合が悪くなつた。
- ②薬を間違って渡したために、それを服用したお客様の身体の具合が悪くなつた。
- ③薬の使用方法についての指示を誤ったために、指示どおりに使用したお客様が中毒死した。

お支払いする保険金の種類・お支払い方法

(1) 次のような損害賠償金や諸費用に対してもお支払いいたします



- ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料、修理費 等）
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。
- ②訴訟や調停・示談等になった場合の弁護士報酬等の争訟費用
※引受保険会社の書面による同意が必要になります。
- ③賠償責任がないと判明した場合において、支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および
社が書面により同意した費用
- ④引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用
- ⑤他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の
防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

(2) 保険金のお支払い方法

上記①については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いいたします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では次のような事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者の故意
- ②製薬メーカーや医師等との間で、本来これらの者が負うべき責任を肩代わりする旨の契約をしたため、あるいは、お客様との約定等、他人との間に損害賠償に関する特別の約定をとりかわしたために加重された賠償責任
- ③医薬品等自体の損壊についての賠償責任
- ④卸商品のように転売されることを目的として販売または引渡した医薬品等によって生じた損害（医師、病院、診療所、介護老人保健施設等に販売または供給された医薬品等は除きます）
- ⑤最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その後継または反復として行われた不当行為
- ⑥事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
- ⑦被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
- ⑧被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ⑨広告・宣伝活動、放送活動または出版活動
- ⑩被保険者の占有を離れた際に掲げるもの ア. 商品または飲食物 イ. 施設外にあるアに規定するもの以外の財物
- ⑪仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。
ただし、仕事を行った場所に被保険者が放置しましたまたは遺棄した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。

支払限度額と保険料

| 補償限度額（支払限度額） | | 免責金額 | お一人あたり年間保険料 |
|-------------------------------|--------|-----------|-------------|
| 対人事故・対物事故、 人格権侵害 (共有適用) | 1事故につき | 5,000万円 | 0円 |
| | 保険期間中 | 1億5,000万円 | |

ご注意事項

◆もし事故が起きたときは

(勤務医師賠償責任保険・看護職賠償責任保険) ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる（看護賠は原因となりうる）偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

(産業医等活動保険・薬剤師賠償責任保険) ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

◆ご加入の際のご注意

1. 告知義務：（一社）全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらとの事項に正確にお答えいただく義務がございます。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがございます。

2. 通知義務：
(勤務医師賠償責任保険) ご加入後に（一社）全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務がございます。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがございます。

(産業医等活動保険・看護職賠償責任保険・薬剤師賠償責任保険) ご加入後に（一社）全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務がございます。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってはご契約を解除することがございます。

3. 他の保険契約等がある場合
この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いたします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いたします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いたします。

4. 補償の重複に関するご注意
補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますか、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

5. 引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金・返れい金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金・返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

*保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

6. 取扱代理店は保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店と締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

7. 本契約は（一社）全日病厚生会を保険契約者とし、（一社）全日病厚生会会員の医師・看護職・薬剤師を被保険者とする勤務医師賠償責任保険・産業医等活動保険・看護職賠償責任保険・薬剤師賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、（一社）全日病厚生会が有します。

8. 本契約の保険期間は2020年2月1日午後4時（中途加入を除く。）から2021年2月1日午後4時です。

9. このパンフレットは、勤務医師賠償責任保険・産業医等活動保険・看護職賠償責任保険・薬剤師賠償責任保険の内容を紹介したものですが、詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししておりますが、保険金のお支払い条件、ご加入手続、告知・通知義務、その他この保険の詳しい内容は取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

10. 加入者票：ご加入後、1か月経過しても加入者票が届かない場合は、団体窓口、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。加入者票が届きましたら、ご加入内容が正しいかご確認いただけますようお願いいたします。

11. 重大事由による解除について
以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

◆示談交渉サービスはございません

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、加入者（被保険者）ご自身が、被害者の方との示談交渉を進めていただけます。あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の同意を得ないで、ご加入者（被保険者）側で示談締結をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

◆保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

◆一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行なうことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808

<通話料有料>

IP電話からは 03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

ご加入要領について

勤務医師賠償責任保険・産業医等活動保険 ご加入要領

- ご加入される方は専用の（一社）全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書に必要事項をご記入いただきご捺印ください。((一社) 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書は、加入者お一人につき1部ご記入ください。複数人を1枚の（一社）全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書で申込むことは出来ません。)
- 記名・捺印された（一社）全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書については取扱代理店までご提出ください。また、保険料は下記振込先までお振込ください。なお口座引去もご利用できます。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 振込人名義は、（一社）全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書の加入者名で手続ください。
- 口座引去をご利用の場合は、募集期間終了までにご加入者からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、契約は自動更新となります。

看護職・薬剤師賠償責任保険 ご加入要領

- ご加入される方は専用の（一社）全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書に必要事項をご記入いただきご捺印ください。((一社) 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書は、加入者お一人につき1部ご記入ください。複数人を1枚の（一社）全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書で申込むことは出来ません。)
 - 看護職・薬剤師賠償責任保険加入者分を施設単位で取りまとめ、全員分の（一社）全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書を添えて下記送付先までお送りください。
 - 各施設にて加入者全員分の保険料を一括で下記振込先までお振込願います。
 - 振込人名義は施設名にて手続ください。
- (ご注意) 看護職・薬剤師賠償責任保険については保険料のお払込方法はお振込みのみとなり、口座引去はご利用できません。自動更新は行われませんので、毎年のご更新手続きが必要になります。

団体取りまとめ窓口 ((一社) 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書は取扱代理店経由でご提出願います。)

〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町2-8-8 (一社) 全日病厚生会 事務局

振込先 (団体口座) ▲ ご注意 申し訳ございませんが、振込手数料は加入者様ご負担になることをご了承ください。

三菱UFJ銀行 神保町（ジンボウチョウ）支店
普通 0660161

(口座名義) 全日病厚生会（ゼンニチビヨウコウセイカイ）



更新時お振込の際には (一社) 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書添付の振込依頼書を使用し、営業店-代理店コード+加入申込者名を必ず入力してください。

ご加入申込の締切（締切日必着）

本制度は、2020年2月1日午後4時から2021年2月1日午後4時までの1年間の契約となっております。

※期間途中でご加入される場合の補償期間、締切は下表の通りとなります。

| | 申込みの締切 | 保険期間の始期 | 保険の満期（保険終期） |
|-------|---------------|----------------|-------------------|
| 新規・更新 | 2019年12月4日（水） | 2020年2月1日 午後4時 | 2021年2月1日 午後4時 |
| 中途加入 | 毎月10日 | 申込締切日の翌月1日 | |

■申込みの締切日までに必ず手続きください。手続は（一社）全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書の受付および入金の確認をもって完了します。手續が締切日に間に合わなかった場合は、補償開始日が遅れることがありますのでご注意願います。

■勤務医師賠償責任保険（産業医等活動保険）で口座振替の場合の引去日は、2020年2月12日（水）となります。

■2020年2月2日以降に中途加入される場合は加入月により保険料が異なります。

<お問い合わせ先>

取扱幹事代理店

株式会社 全日病福祉センター

〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町2-8-8

TEL 03-5283-8066 FAX 03-5283-8077

※非幹事代理店は、保険募集の結果に応じて都度決定いたします。

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課)